

南相馬市監査委員公表第11号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和6年1月25日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
小高区子どもの遊び場（NIKOパーク）	（株）フクシ・エンタープライズ	こども家庭課

3 監査の範囲

令和4年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況

4 監査の着眼点

重点項目	着 眼 点
指定管理者関係 1 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。	施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。利用料金を指定管理者が定める場合、利用料金の設定は適正か。
2 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。	事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 個人情報の管理は適正に行われているか。 事業報告書及び収支決算書は適正に作成されているか。 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
3 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。	利用料金等の収納は適正に行われているか。 備品管理は適正に行われているか。 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 他の事業との会計区分は明確になっているか。 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正になされているか。 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
所管課所関係	指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 基本協定等に規定した事項は適正に行われているか。 備品管理は適正に行われているか。 指定管理者に対して、適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、指示を行っているか。

上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査の着眼点」を参考としました。

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、所管課職員、指定管理者からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行いました。

6 監査の期間

令和5年11月26日～令和6年1月24日

7 対面監査の実施日

令和5年12月26日

8 指定管理の概要

指定管理者の名称

株式会社 フクシ・エンタープライズ

指定期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）

令和4年度指定管理料

31,920,000円

施設概要

施設所在地 南相馬市小高区関場一丁目1番地

敷地面積 4,800.74㎡

建築面積 1,388.91㎡（A棟 1,012.43㎡・B棟 376.48㎡）

施設内容 A棟 わいわいエリア、すくすくエリア、よちよちエリア、交流スペース

B棟 遊戯室（木の広場）2室、多目的室、交流スペース

屋外遊具 プランコ、うんてい、複合遊具、ロッキング遊具、ジャングルジム砂場

設置目的 屋内において遊具等を通じた運動と多様な遊び場を提供し、もって子どもの体力向上と健全育成を図るとともに、利用者相互のコミュニケーションの促進を図ることを目的とする。

業務の範囲

屋内遊び場の管理及び運営に関する業務

屋内遊び場施設及び設備の維持管理に関する業務

南相馬市屋内遊び場条例第4条各号に掲げる事業に関する業務

屋内遊び場の利用許可等に関する業務

利用に係る料金の徴収に関する業務

利用料金の減免及び免除に関する業務
 施設担当課との連絡体制の構築
 屋内遊び場の管理運営上市長が必要と認める業務

9 施設利用状況

(単位:人、%)

区分	計画(目標)	利用実績	前年度実績	対前年比
利用者	29,000	32,589	29,789	109.4

10 収支決算の状況(令和4年度)

指定管理委託事業分

(収入)

費目	決算額(円)
指定管理料	31,920,000
利用料金	600
その他(自販機電気料)	75,565
合計	31,996,165

(支出)

費目	決算額(円)
人件費	19,773,030
報償費	385,810
需用費	3,910,779
役務費	625,102
委託費	1,606,792
使用料及び賃借料	283,725
備品購入費	109,000
事業費	495,153
その他	3,625,438
施設賠償保険	300,000
業務管理費	1,200,000
租税公課	2,125,438
合計	30,814,829

令和4年度 指定管理委託事業における収入支出差引額 1,181,336円...

自主事業分

(収入)

費目	決算額(円)
自動販売機収入	347,673
合計	347,673

(支出)

費目	決算額(円)
備品・消耗品	41,750
その他経費	27,805
合計	69,555

令和4年度 自主事業における収入支出差引額 278,118円...

令和4年度 収入支出差引残額(+) 1,459,454円

11 事業費の状況

令和3年度の指定管理料 34,368,000円

なお、令和4年度に、令和3年度収益還元事業として、B棟（旧小高幼稚園）の蛍光灯のLED改修1,287,000円、混雑配信システム865,530円等 合計3,097,319円の寄附がありました。

12 監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の設置目的に沿って指定管理に係る事務事業が行われており、概ね適正に執行されていると認められました。

なお、軽微な改善、検討を要する事項については、口頭で指示しました。

令和4年度の利用者数が32,589人と目標者数29,000人を大きく上回り、利用者アンケートに対しても対応策等を含む利用者に対するサービスの向上、施設の利用促進に対し真摯に取り組まれており、高く評価することができました。

一方で、職員（施設長）の勤務時間については、労働諸法や就業規則に沿って勤務することができるよう配慮する必要があると考えます。所管課においては、管理業務の実態や状況等を十分に把握したうえで、指定管理者への指導や協議等を積極的に行い、必要に応じて仕様書の変更などについて今後検討し、適正な業務管理に努めてください。

今後も、指定管理者としての主体性や専門性を発揮し、利用者の安心・安全を第一とする当該施設の適正な管理運営、子どもの体力向上と健全育成、利用者相互のコミュニケーションの促進を図られることを期待するとともに、新規利用者を獲得していくことで、市民の平等な利用が確保されるような事業展開に努めてください。

なお、一部事務処理に誤りがありましたので下記について指導事項としました。

【指導事項】

公共施設での物品販売等の許可について

無印良品との連携イベントで、無印良品が物品販売を行ったが、屋内遊び場物品販売等の許可申請がされていなかったもの。

南相馬市屋内遊び場条例第9条物品販売等の許可、同条例施行規則第4条物品販売等の許可の申請の規定に基づく手続きが漏れていました。所管課においては、指定管理者に対し適正な手続きについて周知するよう指導しました。